

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月8日
担当課	交通政策課

契約業者名・住所	一般財団法人計量計画研究所 ・ 東京都文京区一丁目4番14号 後楽ビル12階
工事等の名称	令和8年度地域公共交通導入検討業務委託
工事等の場所	松戸市 市内一円
種別	課題・取組等の支援
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	8,437,000円
工事等の概要	市内における持続可能な公共交通のネットワークを形成するため、コミュニティバス等の導入検討に係る業務支援を行う。
随意契約の理由	<p>本件業務は、「コミュニティバス導入の手引き」（以下、「手引き」とする。）に基づいた公共交通不便・空白地域へのコミュニティバス等の導入検討に関する業務支援のため、地域公共交通会議や地域組織等の打ち合わせ資料の作成、当日の質疑対応、開催記録作成等の運営支援並びに「手引き」に従いコミュニティバスの導入を検討する地域の需要調査など地域組織への技術的支援を行うものである。</p>

上記事業者は、平成31年度に「松戸市コミュニティバス（中和倉コース）実証運行の評価検証及び『コミュニティバス導入ガイドライン※』策定業務」を受諾したことから、「手引き」の趣旨を熟知しており、令和3年度以降に発足した3つのコミュニティバス導入検討の地域組織との会議への出席など技術的支援を継続して行っており、当該地域の経過・特性・課題等について熟知している。

また、コミュニティワゴンバス（高塚新田コース）において令和5年度に実施した需要調査の結果をもとに、令和6年度及び令和7年度、地域公共交通活性化協議会にて実証運行の実施承認等に係る資料作成・分析を行った。

また、令和8年度実証運行を予定していることから、これまでの調査・分析等を踏まえつつ、今後の高塚新田コースにおける実証運行支援、交通利便性向上を図る必要があることから、上記事業者と契約を締結することは、当事業の継続性から適切と思料される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、随意契約に附するものとする。